

③ 大気環境の保全

ア 大気環境の概況

大気汚染は、事業活動や自動車の運転など人間の諸活動に伴い、石油や石炭などの化石燃料を大量に消費し、窒素酸化物や浮遊粒子状物質などの汚染物質が大気中に大量に排出されることによって発生します。

主な原因物質としては、工場・事業場、自動車などから排出される硫黄酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)、ばいじん、一酸化炭素(CO)、炭化水素(HC)などがあげられます。

これらの濃度が高くなると、人の健康や動植物に影響を及ぼすため、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として大気汚染に係る環境基準が定められており(環境基本法第16条第1項)、これを達成するため、工場・事業場に対し、大気汚染物質に係る排出規制などを実施しています。

イ 大気環境の現況

(ア) 常時監視体制

本市では、堤小学校、甲田小学校、新城中央小学校、橋本小学校及び旧大栄小学校の5カ所に測定機を設置し、二酸化硫黄や二酸化窒素などの大気汚染物質濃度を常時監視しています。

表 3-43 大気汚染常時監視測定項目

図上番号	測定局名	測定項目						
		二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素
①	堤小学校	○	○		○	○		
②	甲田小学校		○			○	○	
③	新城中央小学校					○		
④	橋本小学校		◎	◎		◎		◎
⑤	旧大栄小学校		○			○		○

○一般環境大気測定局：堤小、甲田小、旧大栄小、新城中央小

◎自動車排出ガス測定局：橋本小



図 3-35 大気汚染測定地点（青森）



図 3-36 大気汚染測定地点（浪岡）

(イ)環境基準達成状況

令和6年度は、大気汚染物質濃度は概ね環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては環境基準(1時間値 0.06ppm)を年間で122時間超過し、最高濃度は、0.083ppmに達したため環境基準を達成していないものの、緊急時の注意報発令基準である0.12ppmには至っていません。

表3-44 環境基準達成状況一覧(令和5年度)

測定項目		堤小学校	甲田小学校	新城中央小学校	橋本小学校	旧大栄小学校
二酸化硫黄(SO ₂)	短期	○	—	—	—	—
	長期	○	—	—	—	—
二酸化窒素(NO ₂)		○	○	—	○	○
光化学オキシダント(O _x)		×	—	—	—	—
一酸化炭素(CO)	短期	—	—	—	○	—
	長期	—	—	—	○	—
浮遊粒子状物質(SPM)	短期	○	○	○	○	○
	長期	○	○	○	○	○
微小粒子状物質(PM _{2.5})	短期	—	○	—	—	—
	長期	—	○	—	—	—

○ 基準を達成した項目 × 基準を達成しなかった項目 — 測定未実施

(ウ)大気汚染物質常時監視結果

a 二酸化硫黄(SO₂)

令和6年度は、堤小学校で測定を行い環境基準である長期的評価基準“1時間値の日平均値 0.04ppm 以下”及び短期的評価基準“1時間値が 0.1ppm 以下”をいずれも達成しています。

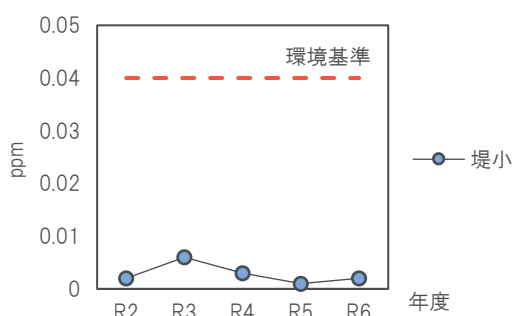


図3-37 二酸化硫黄の日平均値の推移

b 二酸化窒素(NO₂)

令和6年度は堤小学校、甲田小学校、橋本小学校、旧大栄小学校で測定を行い、環境基準である“1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であること”を全ての地点で達成しています。

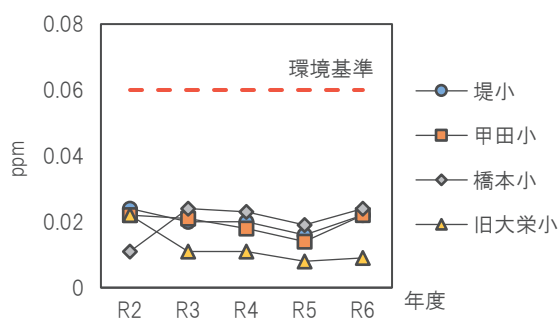


図3-38 二酸化窒素の日平均値の推移

c 光化学オキシダント(Ox)

令和 6 年度は、堤小学校で測定を行い、環境基準である“1 時間値が 0.06ppm 以下であること”に対して、1 時間値の最大値が 0.083ppm であったことから、環境基準を達成しませんでした。なお、日平均値は 0.033ppm となっており、過去 5 年横ばいで推移しています。

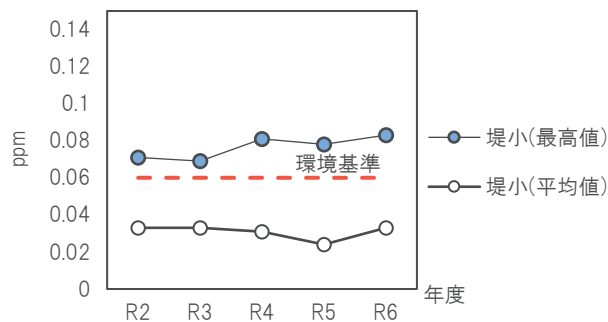


図3-39 光化学オキシダントの昼間の1時間値の推移

光化学オキシダントについては、本市を含め

県内全域で春季に高い濃度が観測されており、主に成層圏オゾンの沈降によるものと考えられるほか、アジア大陸からの越境汚染の影響も考えられています。また、全国的に環境基準達成率が低い状態となっており、今後、国内における光化学オキシダントの削減が急務となっています。

d 一酸化炭素(CO)

令和 6 年度は、橋本小学校で測定を行い、環境基準である長期的評価基準“1 時間値の1 日平均値が 10ppm 以下であること”及び短期的評価基準“1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること”をいずれも達成しています。

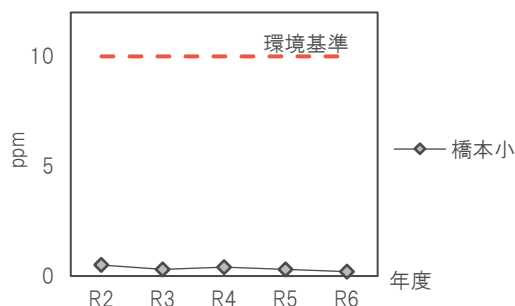


図3-40 一酸化炭素の年平均値の推移

e 浮遊粒子状物質(SPM)

令和 6 年度は堤小学校、甲田小学校、新城中央小学校、橋本小学校、旧大栄小学校で測定を行い、環境基準である長期的評価基準“1 時間値の1 日平均値が 0.10 mg/m³ 以下であること”及び短期的評価基準“1 時間値が 0.20 mg/m³ 以下であること”を全ての地点で達成しています。

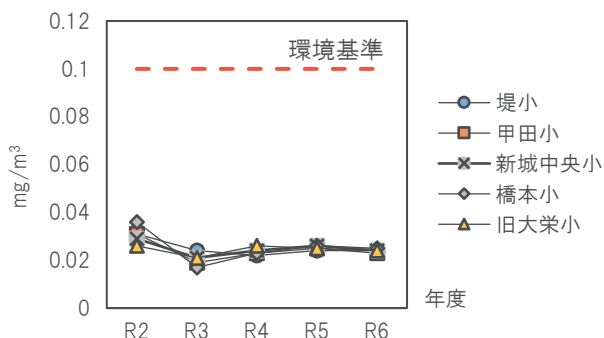


図3-41 浮遊粒子状物質の日平均の推移

f 微小粒子状物質(PM2.5)

令和 6 年度は、甲田小学校で測定を行い、環境基準である長期的評価基準“1 年平均値 15μg/ m³ 以下であること”及び短期的評価基準“1 日平均値が 35μg/ m³ 以下であること”をいずれも達成しています。

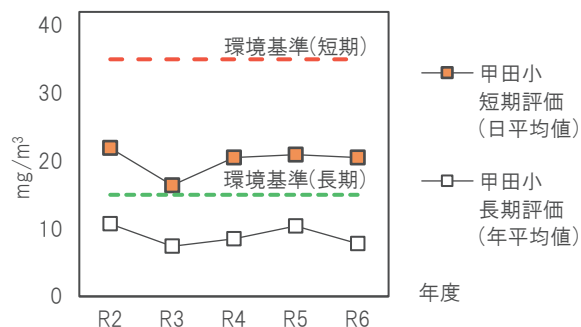


図3-42 微小粒子状物質の短期的評価及び長期的評価の推移

g 非メタン炭化水素 (NMHC)

令和 6 年度は、橋本小学校、旧大栄小学校で測定を行い、環境基準の設定はありませんが、指針値である“午前 6 時～9 時の 3 時間の平均値が 0.20～0.31ppmC 以下“を、年平均値は下回っていましたが、橋本小学校で 0.20ppmC を上回った日が 2 日 (最大 0.24ppmC、平均 0.04ppmC) ありました。

(エ) 有害大気汚染物質モニタリング

有害大気汚染物質による人の健康に係る被害を防止するため、その排出又は飛散を早急に抑制しなければならない指定物質 (ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン) を含む有機化合物 (14 物質) 及び金属類 (7 物質) について、堤小学校と橋本小学校の 2 地点において月 1 回 (24 時間) の頻度で大気環境中の濃度を測定しました。

環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの 4 物質については、いずれも環境基準を達成しています。

また、大気汚染に係る指針値が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、アセトアルデヒド、ニッケル化合物、マンガン及びその化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びその化合物の 11 物質についても、指針値を下回っていました。

表 3-45 有害大気汚染物質モニタリング調査結果 (令和 6 年度)

測定対象物質	一般環境		沿 道		環境基準 (指針値) ＜年平均値＞	単位
	堤小学校		橋本小学校			
	年平均値	最低値～最高値	年平均値	最低値～最高値		
ベンゼン	0.40	0.18～0.71	0.40	0.21～0.70	3 以下	μg/m ³
トリクロロエチレン	0.0051	0.0012～0.009	—	—	130 以下	
テトラクロロエチレン	0.021	0.013～0.038	—	—	200 以下	
トルエン	1.1	0.64～2.2	0.88	0.44～1.7	—	
ジクロロメタン	0.46	0.31～0.73	—	—	150 以下	
アクリロニトリル	0.0027	0.0002～0.028	—	—	(2 以下)	
塩化ビニルモノマー	0.0043	0.0010～0.011	—	—	(10 以下)	
塩化メチル	1.2	0.97～1.6	—	—	(94 以下)	
クロロホルム	0.14	0.10～0.18	—	—	(18 以下)	
1,2-ジクロロエタン	0.097	0.061～0.20	—	—	(1.6 以下)	
1,3-ブタジエン	0.034	0.003～0.073	0.030	0.003～0.062	(2.5 以下)	
酸化エチレン	0.034	0.010～0.062	—	—	—	
アセトアルデヒド	1.3	0.83～2.7	1.4	0.89～2.0	(120 以下)	
ホルムアルデヒド	1.2	0.57～2.3	1.3	0.69～2.5	—	
ベンゾ[a]ピレン	0.025	0.0004～0.068	0.026	0.0031～0.073	—	ng/m ³
ニッケル化合物	0.99	0.61～3.3	—	—	(25 以下)	
ベリリウム及びその化合物	0.0097	0.0006～0.085	—	—	—	
マンガン及びその化合物	8.9	0.94～50	—	—	(140 以下)	
クロム及びその化合物	0.99	0.48～3.3	—	—	—	
ヒ素及びその化合物	0.38	0.098～1.2	—	—	(6 以下)	
水銀及びその化合物	1.4	1.0～1.8	—	—	(40 以下)	

4 環境基準等

(1) 大気汚染

① 大気汚染に係る環境基準(環境基本法関係)

ア 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	評価方法
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること	・短期的評価 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値については、1 時間値の欠測が 1 日のうち 4 時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。 ・長期的評価 年間における 1 日平均値について、高い方から 2 % の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、このような取扱いは行わないこととして、その評価を行うものとする。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること	
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること	
微小粒子状物質	年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ 1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること	長期基準（1 年平均値に関する基準）及び短期基準（1 日平均値に関する基準）に対応した環境基準達成状況の評価を各々行う。ただし、年間の総有効測定日数が 250 日に満たない測定局については評価の対象とはしない。 ・長期基準に対応した環境基準達成状況 長期的評価として測定結果の 1 年平均値について評価する。 ・短期基準に対応した環境基準達成状況 長期的評価としての測定結果の年間 98% 値を 1 日平均値の代表値として選択し、評価する。 （注）自動測定機を用いる場合の有効測定日数とは、1 時間値の欠測が 4 時間以内の測定日数とする。また、24 時間連続して測定するタイプの自動測定機については、1 日の測定時間が延べ 20 時間以上存在する測定日数とする。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること	
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であること	年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するもの（以下「1 日平均値の年間 98% 値」という。）が 0.06ppm 以下の場合には環境基準が達成され、1 日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm を超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における測定時間が 6,000 時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
備考 1 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。 3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。		

イ 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物 質	環境上の条件
ベンゼン	年平均値が [※] 0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	年平均値が [※] 0.13mg/ m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	年平均値が [※] 0.2mg/ m ³ 以下であること
ジクロロメタン	年平均値が [※] 0.15mg/ m ³ 以下であること
備考 1 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

②大気汚染緊急時の注意報等の発令基準

大気汚染防止法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する大気の汚染に係る緊急時の事態が発生した場合に青森県が発令する注意報等の発令基準及び、微小粒子状物質 (PM2.5) が国の「注意喚起のための暫定的な指針」に定める指針値を超えると予想される場合に青森県が実施する注意喚起の基準は以下のとおりです。

◇緊急時注意報等発令・解除基準(青森県大気汚染緊急時対策要綱別表2)

大気汚染物質名	注意報発令基準	警報発令基準
	対象地域内の 1 以上の測定局で以下のいずれかの大気の汚染の状態になった場合で、かつ気象条件からみて当該大気の汚染状態が継続すると認められるとき。 (大気汚染防止法施行令第 11 条第 1 項)	対象地域内の 1 以上の測定局で以下のいずれかの大気の汚染の状態になった場合で、かつ気象条件からみて当該大気の汚染状態が継続すると認められるとき。 (大気汚染防止法施行令第 11 条第 2 項)
硫黄酸化物	【硫黄酸化物注意報】 1 1 時間値 0.2ppm 以上の状態が 3 時間継続した場合 2 1 時間値 0.3ppm 以上の状態が 2 時間継続した場合 3 1 時間値が 0.5ppm 以上の状態になった場合 4 1 時間値の 48 時間平均値が 0.15ppm 以上の状態になった場合	【硫黄酸化物警報】 1 1 時間値 0.5ppm 以上の状態が 3 時間継続した場合 2 1 時間値 0.7ppm 以上の状態が 2 時間継続した場合
浮遊粒子状物質	【浮遊粒子状物質注意報】 大気中における量の 1 時間値が 2.0mg/m ³ 以上の状態が 2 時間継続した場合	【浮遊粒子状物質警報】 大気中における量の 1 時間値が 3.0mg/m ³ 以上の状態が 3 時間継続した場合
一酸化炭素	【一酸化炭素注意報】 1 時間値 30ppm 以上の状態になった場合	【一酸化炭素警報】 1 時間値 50ppm 以上の状態になった場合
二酸化窒素	【二酸化窒素注意報】 1 時間値 0.5ppm 以上の状態になった場合	【二酸化窒素警報】 1 時間値 1ppm 以上の状態になった場合
オキシダント	【オキシダント注意報】 1 時間値 0.12ppm 以上の状態になった場合	【オキシダント警報】 1 時間値 0.4ppm 以上の状態になった場合
注意報等解除基準 注意報等が発令された後において、対象地域内の全測定局で大気の汚染の状態がその発令基準に該当せず、かつ該当する恐れがなくなったと認められるときは、当該注意報等を解除し、又は該当するものに切り替えるものとする		
備考 1 この表に規定する「1 時間値」は、大気中における含有率の 1 時間値をいう。ただし、浮遊粒子状物質における「1 時間値」は、大気中における量の 1 時間値をいう。 2 この表に規定する 1 時間値の算定に関し必要な事項並びに浮遊粒子状物質及びオキシダントの範囲は、大気汚染防止法施行規則第 18 条に規定するところによるものとする。		

◇微小粒子状物質の注意喚起に係る実施要領

物質名	注意喚起の基準	注意喚起の解除の基準
微小 粒子状 物質	暫定的な指針 1 日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるとされた場合 判断基準 1 県内の測定局において、午前 5 時から 7 時における濃度の 1 時間値の平均が 2 地点以上で $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合 2 県内の測定局において、午前 5 時から 12 時における濃度の 1 時間値の平均が 1 地点でも $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合 ※ただし、測定機の異常又は局所的な要因によるものと判断された場合を除く	予想注意喚起後に濃度が減少し、県内の全測定局において 1 日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えないと判断された場合 判断基準 県内の全測定局において、同時刻の 1 時間値が 2 時間連続して $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下となった場合 ※ただし、1 時から 12 時及び 20 時から 24 時の 1 時間値は除く。

5 公害関係測定データ

(1) 大気汚染

① 大気汚染常時監視測定結果

ア 二酸化硫黄(SO₂)

◇測定結果(令和6年度)

測定局	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数 とその割合		1日平均値が 0.04ppmを 超えた日数と その割合		1時間 値の 最高値	1日 平均値の 2% 除外値	1日平均値が 0.04ppmを超えた 日が2日以上連続 したことの有無
	日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○
堤小学校	365	8,703	0.001	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	○

◇環境基準の達成状況(1日平均値の2%除外値)

(単位:ppm)

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
堤小学校	0.002	0.006	0.003	0.002	0.002
短期的評価による適、否	○	○	○	○	○
長期的評価による適、否	○	○	○	○	○

◇経年変化(年平均値)

(単位:ppm)

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
堤小学校	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001

イ 一酸化炭素(CO)

◇測定結果(令和6年度)

測定局	有効測定 日数	測定時間	年平均値	8時間値(※1) が20ppmを 超えた回数 とその割合		1日平均値が 10ppmを 超えた日数と その割合		1時間 値の 最高値	1日 平均値 の2% 除外値	1日平均値が 10ppmを超えた日 が2日以上連続し たことの有無
	日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○
橋本小学校	365	8,704	0.2	0	0.0	0	0.0	1.2	0.3	○

※1 8時間値とは、1日を0～8時、8～16時、16～24時の時間帯に区分し1時間値の平均値を算出したものです。

◇環境基準の達成状況(1日平均値の2%除外値)

(単位:ppm)

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
橋本小学校	0.5	0.3	0.4	0.3	0.3
短期的評価による適、否	○	○	○	○	○
長期的評価による適、否	○	○	○	○	○

◇経年変化(年平均値)

(単位:ppm)

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
橋本小学校	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2

ウ 浮遊粒子状物質 (SPM)

◇測定結果(令和 6 年度)

測定局	有効 日数 測定	測定 時間	年 平均 値	1 時間値が 0.2 mg/m ³ を超えた 時間数	1 日平均値が 0.1 mg/m ³ を超えた 時間数	1 時間 値 の 最高値	1 日平均 値の 2% 除外値	1 日平均値が 0.1 mg/m ³ を超えた 日が 2 日以上連続 したことの有無
	日	時間	mg/m ³	時間	日	mg/m ³	mg/m ³	有×・無○
堤小学校	362	8,725	0.008	0	0	0.065	0.024	○
甲田小学校	364	8,732	0.009	0	0	0.063	0.023	○
新城中央小学校	365	8,742	0.009	0	0	0.104	0.024	○
橋本小学校	365	8,739	0.009	0	0	0.061	0.025	○
旧大栄小学校	365	8,740	0.008	0	0	0.085	0.024	○

◇環境基準の達成状況(1 日平均値の 2%除外値) (単位:mg/m³)

年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
堤小学校	0.031	0.024	0.022	0.024	0.024
短期的評価による適、否	○	○	○	○	○
長期的評価による適、否	○	○	○	○	○
甲田小学校	0.031	0.019	0.023	0.025	0.023
短期的評価による適、否	○	○	○	○	○
長期的評価による適、否	○	○	○	○	○
新城中央小学校	0.029	0.021	0.024	0.026	0.024
短期的評価による適、否	○	○	○	○	○
長期的評価による適、否	○	○	○	○	○
橋本小学校	0.036	0.017	0.023	0.026	0.025
短期的評価による適、否	○	○	○	○	○
長期的評価による適、否	○	○	○	○	○
旧大栄小学校	0.026	0.021	0.026	0.025	0.024
短期的評価による適、否	○	○	○	○	○
長期的評価による適、否	○	○	○	○	○

◇経年変化(年平均値) (単位:mg/m³)

年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
堤小学校	0.009	0.008	0.008	0.008	0.008
甲田小学校	0.014	0.009	0.009	0.009	0.009
新城中央小学校	0.013	0.008	0.009	0.009	0.009
橋本小学校	0.016	0.009	0.009	0.009	0.009
旧大栄小学校	0.010	0.008	0.010	0.009	0.008

エ 微小粒子状物質 (PM2.5)

◇測定結果(令和 6 年度)

測定局	有効 測定 日数	年平均値	1 日平均値 の年間 98%値	1 日平均値が 35 μg/m ³ を 超えた日数	1 日平均値が 35 μg/m ³ を 超えた日数の割合
	日	μg/m ³	μg/m ³	時間	日
甲田小学校	361	7.8	20.5	0	0.0

◇環境基準の達成状況(1 日平均値の年間 98%値)

(単位:mg/m³)

年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
甲田小学校	21.9	16.4	20.5	20.9	20.5
短期的評価による適、否	○	○	○	○	○
長期的評価による適、否	○	○	○	○	○

オ 光化学オキシダント(O_x)

◇測定結果(令和 6 年度)

測定局	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の 1 時間値の 年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた 日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm を超えた 日数と時間数		昼間の 1 時間値の 最高値	昼間の日最 高 1 時間値 の年平均値
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
堤小学校	365	5,437	0.033	22	122	0	0	0.083	0.042

◇環境基準の達成状況(昼間の 1 時間値の最高値)

(単位:ppm)

年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
堤小学校	0.071	0.069	0.081	0.078	0.083
環境基準の適、否	×	×	×	×	×

カ 二酸化窒素(NO₂)

◇測定結果(令和 6 年度)

測定局	二酸化窒素 (NO ₂)								
	有効 日数	測定 時間	年 平均 値	1 時間値 の最高値	1 日平均値が 0.06ppm を超えた 日数とその割合		1 日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の 日数とその割合		1 日平均値 の 98%値
	日	時間	ppm	ppm	日	%	日	%	ppm
堤小学校	356	8,537	0.006	0.051	0	0.0	0	0.0	0.022
甲田小学校	365	8,705	0.006	0.055	0	0.0	0	0.0	0.022
橋本小学校	365	8,699	0.008	0.060	0	0.0	1	0.3	0.024
旧大栄小学校	365	8,699	0.003	0.036	0	0.0	0	0.0	0.009

測定局	一酸化窒素 (NO)				
	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1 時間値 の最高値	1 日平均値 の 98%値
	日	時間	ppm	ppm	ppm
堤小学校	356	8,537	0.001	0.088	0.011
甲田小学校	365	8,705	0.001	0.142	0.008
橋本小学校	365	8,699	0.002	0.175	0.013
旧大栄小学校	365	8,699	0.001	0.036	0.003

◇経年変化(年平均値(NO₂))

(単位:ppm)

年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
堤小学校	0.006	0.006	0.006	0.005	0.006
甲田小学校	0.006	0.006	0.006	0.005	0.006
橋本小学校	0.006	0.008	0.008	0.007	0.008
旧大栄小学校	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003

測定局	窒素酸化物（NO+NO ₂ ）					
	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1 時間値 の最高値	1 日平均値 の 98%値	年平均値 NO ₂ /(NO+NO ₂)
	日	時間	ppm	ppm	ppm	%
堤小学校	356	8,537	0.007	0.122	0.033	85.7
甲田小学校	365	8,705	0.006	0.197	0.029	88.1
橋本小学校	365	8,699	0.010	0.204	0.035	76.2
旧大栄小学校	365	8,699	0.004	0.065	0.012	78.0

◇環境基準の達成状況(1 日平均値の年間 98%値(NO₂)) (単位:ppm)

年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
堤小学校	0.024	0.020	0.020	0.016	0.022
環境基準の適、否	○	○	○	○	○
甲田小学校	0.022	0.021	0.018	0.014	0.022
環境基準の適、否	○	○	○	○	○
橋本小学校	0.011	0.024	0.023	0.019	0.024
環境基準の適、否	○	○	○	○	○
旧大栄小学校	0.026	0.022	0.011	0.008	0.009
環境基準の適、否	○	○	○	○	○

キ 炭化水素(HC)

◇測定結果(令和 6 年度)

測定局	非メタン炭化水素（NMHC）									
	測定 時間	年 平 均 値	6～9 時 における 年平均値	6～9 時 測定日数	6～9 時 3 時間 平均値		6～9 時 3 時間平均値 が 0.2ppmC を超えた 日数とその割合		6～9 時 3 時間平均値 が 0.31ppmC を超え た日数とその割合	
					最高値	最低値				
	時間	ppm	ppm	日	ppmC	ppmC	日	%	日	%
橋本小学校	8,689	0.04	0.04	357	0.24	-0.02	2	0.6	0	0.0
旧大栄小学校	8,460	0.01	0.01	354	0.06	-0.03	0	0.0	0	0.0

測定局	メタン（CH ₄ ）					
	測定 時間	年 平 均 値	6～9 時 における 年平均値	6～9 時 測定日数	6～9 時 3 時間 平均値	
					最高値	最低値
	時間	ppm	ppm	日	ppmC	ppmC
橋本小学校	8,689	2.02	2.02	357	2.12	1.85
旧大栄小学校	8,460	2.01	2.02	354	2.19	1.88

測定局	全炭化水素（THC）					
	測定 時間	年 平 均 値	6～9 時 における 年平均値	6～9 時 測定日数	6～9 時 3 時間 平均値	
					最高値	最低値
	時間	ppm	ppm	日	ppmC	ppmC
橋本小学校	8,689	2.05	2.07	357	2.36	1.86
旧大栄小学校	8,460	2.02	2.03	354	2.23	1.90

◇経年変化

測定局	年 度		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
	測定項目						
橋本小学校	非メタン 炭化水素	年平均値	0.06	0.05	0.04	0.05	0.04
		6～9 時における年平均値	0.07	0.06	0.05	0.06	0.04
	メタン（年平均値）		1.95	1.96	1.98	2.00	2.02
	全炭化水素（年平均値）		2.13	2.12	2.05	2.05	2.05
旧大栄小学 校	非メタン 炭化水素	年平均値	0.03	0.02	0.02	0.02	0.01
		6～9 時における年平均値	0.04	0.02	0.02	0.02	0.01
	メタン（年平均値）		1.99	1.98	1.98	2.00	2.01
	全炭化水素（年平均値）		2.10	2.02	2.01	2.02	2.02

※ 炭化水素については、環境基準が設定されていないが、環境省の指針値として光化学オキシダントの生成に関係があるとされる非メタン炭化水素（NMHC）について、午前 6 から午前 9 時までの 3 時間の平均値 0.20～0.31ppmC が示されている。